

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年1月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月24日付け海建管第6332号-3で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年1月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で行った本件処分を取り消し、永久保存文書に添付していなければならない同意書が貰えなかった理由を記載した文書等の開示を求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「作成又は取得していない」との理由は虚偽であり、同意書が貰えなかった理由を説明しなければ財務事務所にも法務局にも提出することはできない。
- (2) 永久保存文書に添付していなければならない同意書が貰えなかった理由を記載した文書や理由書に記載した裁判記録、地権者でないように仕組んだ理由書である土地所在図等を全部添付して初めて土地家屋調査士作成一件文書となる。
- (3) 作成者本人も添付していたことを証言していることから、「作成又は取得していない」などあり得ない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

平成13年海建第7110号は、地図訂正申請者である和歌山県知事から里道水路管理者である和歌山県知事あてに提出された地図訂正同意願書に対して意思決定をするための文書であり、地図訂正申請者である和歌山県知事の復代理人として担当土地家屋調査士が申請をし、里道水路管理者としての和歌山県知事の実務を管理課が担当していた。

平成13年海建第7110号の中には地図訂正同意願書が綴られているが、その中には承諾書のもらえない人の理由書裁判記録、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在書は含まれていないため、請求公文書は「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則

公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、承諾書のもらえない人の理由書、裁判記録及び〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在書が含まれた地図訂正同意願書を請求していると認められる。

実施機関は、永久保存文書として現存する平成 13 年海建第 7110 号の中には地図訂正同意願書が綴られているが、その中には、承諾書がもらえない人の理由書、裁判記録、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在書は綴られていない旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理とは認められず、過去の答申（諮問第 60 号ほか）においても、同様の判断を行っているところである。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第 6 答申に至る経過

| 年月日              | 審査の経過             |
|------------------|-------------------|
| 平成 26 年 2 月 3 日  | ○諮問（実施機関）         |
| 平成 26 年 3 月 3 日  | ○実施機関からの理由説明書を受理  |
| 平成 26 年 3 月 14 日 | ○異議申立人からの意見書を受理   |
| 平成 29 年 3 月 16 日 | ○審議               |
| 平成 29 年 4 月 25 日 | ○審議               |
| 平成 29 年 9 月 4 日  | ○審議               |
| 平成 29 年 11 月 2 日 | ○実施機関からの説明及び意見の聴取 |
| 平成 30 年 3 月 6 日  | ○審議               |
| 平成 30 年 3 月 8 日  | ○異議申立人からの意見書を受理   |

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 平成 30 年 3 月 23 日 | ○異議申立人からの追加意見を受理 |
| 平成 30 年 4 月 24 日 | ○審議              |
| 平成 30 年 8 月 30 日 | ○異議申立人からの意見の聴取   |
| 平成 30 年 9 月 18 日 | ○審議              |
| 平成 30 年 10 月 2 日 | ○審議              |

[別紙]

本件開示請求の内容

| 請求日             | 請求内容  |
|-----------------|---|
| 平成 26 年 1 月 6 日 | 諮問第 64 号答申の実施機関要旨 2 本件処分について別紙④海建第 7110 号起案文書は、担当調査士から訂正同意願書の提出を受け管理課が……。とあるがこれは誤りで、和歌山県知事が管理者である和歌山県知事宛提出したものである。「和歌山県知事代理人が提出した地図訂正同意願書」には、承諾書のもらえない人の理由書裁判記録、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括った土地所在書が含まれた同意願書の開示。 |